

健康保険被扶養者資格確認実施要綱

1. 目 的

健康保険法施行規則第 50 条第 1 項に基づき、健康保険組合の被扶養者資格確認を行い、保険給付等の適正化を目的とします。

2. 確認基準日

基準日 令和 8 年 9 月 1 日

3. 対象者

上記確認基準日において、しんくみ東海北陸健康保険組合の全ての被扶養者

4. 事前確認(日程:令和 8 年 8 月上旬～中旬)※健康保険組合で実施

・「世帯全員の住民票」、「令和 8 年度所得証明書(令和 7 年分の所得を証明するもの)」、直近の「年金額改定通知書・年金振込通知書等の写し」については、個人番号を利用した住民基本台帳ネットワーク、市区町村、日本年金機構等との情報連携により健康保険組合にて情報を取得し事前に確認。

※情報連携で所得証明等が取得できなかった方、取得した所得証明書等では生計維持関係が確認できなかった方は、別途必要書類の提出をお願いいたします。

【情報連携で所得証明書が取得できない事例】

- ・健康保険組合で登録している住所と、令和 8 年 1 月 1 日時点の住所が異なる場合
- ・所得が未申告のため確認できない場合等が考えられます。

5. 確認調書の発送

「健康保険被扶養者確認調書」を事業所経由により送付。

6. 提出方法

①該当者様ご自身で、Pep Up で入力し提出

②「健康保険被扶養者確認調書」に記入して事業主へ提出

※①、②何れかの方法により、提出をお願いいたします。

※提出が無い場合は、被扶養者として認定ができませんので、一定期間をもって資格確認書等を無効とさせていただきますので、期限内に提出をお願いします。

(健康保険法施行規則第 50 条第 9 項)

7. 添付書類

・「別居」の学生の方は、「在学証明書」又は「学生証写し」を添付。

(在学証明書は原本の添付をお願いします。学生証の写しは発行日・有効期限が確認できる様に写しをお取りください。裏面に有効期限がある学生証の場合は表裏両方の添付

が必要です。)

- ・学生以外の「別居」の方は、被保険者からの送金を確認できる書類の写し。
- ・事業・不動産・雑収入(公的年金以外)がある方は、「令和7年分の所得税の確定申告書」の写し(収支内訳書・損益計算書を含む)。
- ・失業給付を受給している方は、雇用保険受給者証の写し。(離職により扶養認定を受けた方で未受給の方は、その旨を備考欄に記入)

※失業給付受給期間がある方は、日額によっては被扶養者に該当しませんので「被扶養者異動届」の提出をお願いします。

- ・確認調書に「扶養申出書」が添付されていた方は、「扶養申出書」
- ・確認調書に「所得が確認できるもの」の添付を依頼があった方は、各市町村が発行する「令和8年度所得証明書」(令和7年分の収入が確認できる証明書)、もしくは「非課税証明書」。※学生の方で収入が無い方は、「非課税証明書」又は「在学証明書(原本)」又は「学生証(写し)」の何れか。
- ・お子様が被扶養者で配偶者が被扶養者ではない方は、「夫婦共同扶養確認調書」
- ・夫婦共同扶養に該当する方は、配偶者の「源泉徴収票の写し」または「令和8年度所得証明書」

※①.②どちらの提出方法をお選びしていただいても、添付をお願いする書類は同じです。

※Pep Up で提出の場合はそれぞれ写真に撮っていただき、添付書類アップロード欄に写真をアップロード欄に写真をアップロードしてください。(原本でお願いしている添付書類の別途提出は不要です。)

※進学により別居となった等健康保険組合に届出済の状況に変更があった場合等は、添付書類を添えて提出をお願いします。

※その他、雇用契約書の写し、雇用保険受給者証の写し、扶養申出書等状況により扶養状況確認のために他の書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

8. 確認手順

①Pep Up で入力し提出の場合(別添 Pep Up 検認機能からの回答をご参照ください。)

Pep Up にログインし、検認メニューにアクセスします。

検認の対象者(被扶養者)を確認し、「回答する」をクリックします。

- ・被保険者の郵便番号、住所、電話番号を入力
- ・被扶養者の職業(該当をチェック)

※複数回答可能です。該当する全ての項目にチェックをお願いします。

※事業・不動産・雑収入(公的年金以外)がある方以外で、添付書類の送付が必要な方は「※添付する書類有」にチェックを入れてください。

- ・被扶養者の収入を入力

※令和8年9月から1年間の年間収入見込みを入力

※直近3か月の平均月収を入力

- ・被扶養者の住所を入力(同居・別居どちらかにチェック)
 - ※別居の場合 居所住所を住所欄に、住民票住所を連絡欄に入力、仕送り額も連絡欄に入力。
 - ※別居の方は学生証の写しの添付が必要です。
- ・夫婦共同扶養の確認(有・無どちらかにチェック)
 - ※「夫婦共同扶養についての確認書」を添付。
 - ※ 有に該当する方は、配偶者様の所得証明書(原本)・源泉徴収票(写し)等収入が確認できる書類を添付。(Pep Up で提出の場合、原本の改めての提出は不要です。)
 - ※被扶養者が二人以上の場合は、被扶養者毎に入力してください。
- ・同意文にチェックを入れ、「内容を確認する」をクリックします。
- ・入力事項に誤りが無いことを確認して、「回答を送信する」をクリックします。
- ・回答を送信した旨の「回答送信」メールが送られてきます。
- ・回答後は Pep Up 「検認 Top 画面」が、確認待ちの表示になります。
 - ※不備等があり差し戻しをお願いする場合は、「差し戻しメール」の送付と Pep Up 「検認 Top 画面」に差し戻し理由が記載されますので、内容を確認し修正して再回答してください。

②「健康保険被扶養者確認調書」に記入して事業主へ提出の場合

- ・「健康保険被扶養者確認調書」の記載内容に誤りが無いか確認ください。
- ・誤りがあれば二本線で抹消し、正しい内容をご記入ください。
- ・「税法上の扶養家族で」「年金受給者で」「年間収入」「同居・別居の区別」欄の該当する項目それぞれに○をお付けください。(記入漏れにご注意ください)
- ・「職業・学校・学年」欄に職業、学校、学年を記入してください
- ・「年間収入」欄に令和 8 年 9 月以降の 1 年間の収入見込みを記入してください。
- ・「年間収入」が前年と比べ著しく相違する場合は、その理由(○月から就労のため、○月に離職したため等)を備考欄にご記入ください。
- ・「別居」の方は「住所欄」に居所・住民票住所地、「備考欄」に仕送り額をご記入ください。
- ・調書に記入もれが無いことを確認し「被保険者欄」の氏名に押印をお願いします。
 - ※「税法上の扶養家族で」「年金受給者で」「年間収入」「同居・別居の区別」欄の○印、別居の方の仕送り額に記入漏れが多くなっています。提出前にご確認ください。

9. 提出期間

- ①Pep Up で入力の方 令和 8 年 9 月 1 日 AM9:00～9 月 24 日 AM9:00 まで
- ②「健康保険被扶養者確認調書」に記入して事業主へ提出の方 令和 8 年 9 月 30 日まで
 - ※9 月 24 日以降に①の Pep Up での提出者を事業所にご連絡いたします。
 - ※事業所にて回収していただきました「健康保険被扶養者確認調書」について、記入漏れが無いようご確認のうえ、10 月初旬までに健康保険組合へ提出をお願いします。

10. その他

全ての対象者様に、「健康保険被扶養者確認調書」を送付いたします。その際に、情報連携にて「所得の確認ができた者」(白色用紙)、「所得の確認ができない者」(ライトブルー色用紙)「被扶養者として認定ができない可能性がある者」(ライトピンク色用紙)に分けて、添付していただく必要書類のご案内をします。

- ・ライトピンク色用紙「事前確認により被扶養者として認定ができない可能性がある者」は、令和7年9月から現在までの収入状況、年間収入見込み額、雇用契約内容等をお知らせください。
- ・進学により別居となった等健康保険組合に届出済の状況に変更があった場合等は、添付書類を添えて提出をお願いします。
- ・提出が無い場合は、被扶養者として認定できません。正当な理由なく提出期限までに被扶養者確認書及び被扶養者異動届が提出されない場合は令和8年10月30日付けで被扶養者資格を無効とさせていただきます。必ず期日までに提出をお願いします。届出遅延にご留意ください。(健康保険法施行規則第50条7項)
- ・恒常的な年間収入(年金を含む)が130万以上(60歳以上又は概ね障害厚生年金を受けられる程度の障害者は180万以上、19歳から22歳の配偶者以外の方は150万以上)の者は、被扶養者に認定されません。
- ・恒常的収入が認定基準を上回る場合や、認定基準を超える金額の失業給付等を受給している期間等は被扶養者に該当しません。収入増加や受給開始により被扶養者の抹消の手続きをお願いします。なお、被扶養者に該当していない期間の医療費等は後日返納していただく事となります。

※現況の状況により被扶養者に該当しない場合は、速やかに「健康保険被扶養者異動届」の届出をお願いいたします。

※個人番号を利用した市町村等との情報連携とは

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定められた事務であり、健康保険組合も含む公的機関が保有する情報(資格記録等)をそれぞれの中間サーバーに登録し、登録した情報を情報提供ネットワークシステムを用いて共有し事務処理の効率化を図る仕組みの事をいいます。

健康保険組合が情報連携できる根拠は、番号法第十九条、別表及び主務省令において定められており、被保険者の方が、証明書を取得する手間・コストの負担軽減となります。

※根拠条文等(抜粋)

○健康保険法施行規則第50条 (資格確認書の検認又は更新等)

保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養

者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者(任意継続被保険者を除く。次項、第六項及び第七項において同じ。)にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主を経由して保険者に提出しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。

9 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする。

○厚生労働省保険局長通知保発第 1029004 号

1 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。

○厚生労働省保険局保険課長通知保保発第 1029005 号

1 被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。

○番号法(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

第 19 条 (特定個人情報の提供の制限)

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

8 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(別表) (準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。)のうち特定個人番号利用事務(同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)を処理する者として主務省令で定めるもの(法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの(以下「利用特定個人情報」という。)を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣(法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、当該利用特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

[上欄](行政事務を処理する者 (情報照会者))	[下欄](特定個人番号利用事務)
二 全国健康保険協会又は健康 保険組合	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令

第2条 法律第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第5条で定めるもの
		健康保険法第55条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第55条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第5条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第5条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第5条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第5条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第5条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係であって第5条で定めるもの

第5条 第2条の表3の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

19 健康保険法施行規則第三十八条の組保管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- イ 当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
- ロ 当該届出に係る被扶養者及び当該届出を行う者に係る戸籍関係情報
- ハ 当該届出に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報
- ニ 当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- ホ 当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報
- ヘ 当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報
- ト 当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報
- チ 当該届出に係る被扶養者に係る年金給付関係情報
- リ 当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報
- ヌ 当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報
- ル 当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

○夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

(令和 3 年 4 月 30 日)

(／保保発 0430 第 2 号／保国発 0430 第 1 号／)

(都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)・全国健康保険協会・健康保険組合・健康保険組合連合会・地方厚生(支)局あて厚生労働省保険局保険課長・厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定については、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」(昭和 60 年 6 月 13 日付け保険発第 66 号・庁保険発第 22 号通知。以下「昭和 60 年通知」という。)により対応いただいているところであるが、令和元年に成立した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第 9 号)に対する附帯決議として、「年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられることのないよう、被扶養認定の具体的かつ明確な基準を策定すること」が付されたところである。

これを踏まえ、夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について、今般、別紙のとおり行うこととしたので、円滑に運営いただくとともに、都道府県におかれては貴管内市町村(特別区を含む。)及び国民健康保険組合に周知いただくようお願いする。

なお、本通知をもって昭和 60 年通知は廃止する。

[別紙]

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

1 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとする。

- (1) 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後 1 年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。)が多い方の被扶養者とする。
- (2) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の 1 割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- (3) 夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当(以下「扶養手当等」という。)の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない。

なお、扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由に被扶養者として認定しないことはできない。

- (4) 被扶養者として認定しない保険者等は、当該決定に係る通知を発出する。

当該通知には、認定しなかった理由(年間収入の見込み額等)、加入者の標準報酬月額、届出日及び決定日を記載することが望ましい。

被保険者は当該通知を届出に添えて次に届出を行う保険者等に提出する。

(5) (4)により他保険者等が発出した不認定に係る通知とともに届出を受けた保険者等は、当該通知に基づいて届出を審査することとし、他保険者等の決定につき疑義がある場合には、届出を受理した日より5日以内(書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く。)に、不認定に係る通知を発出した他保険者等と、いずれの者の被扶養者とすべきか年間収入の算出根拠を明らかにした上で協議する。

この協議が整わない場合には、初めに届出を受理した保険者等に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方の被扶養者とする。

標準報酬月額が同額の場合は、被保険者の届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。なお、標準報酬月額に遡及訂正があった結果、上記決定が覆る場合は、遡及が判明した時点から将来に向かって決定を改める。

(6) 夫婦の年間収入比較に係る添付書類は、保険者判断として差し支えない。

2 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとする。

(1) 被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれが多い方を主として生計を維持する者とする。

(2) 被扶養者として認定しない保険者等は、当該決定に係る通知を発出する。当該通知には、認定しなかった理由(年間収入の見込み額等)、届出日及び決定日を記載することが望ましい。

被保険者は当該通知を届出に添えて国民健康保険の保険者に提出する。

(3) 被扶養者として認定されないことにつき国民健康保険の保険者に疑義がある場合には、届出を受理した日より5日以内(書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く。)に、不認定に係る通知を発出した被用者保険の保険者等と協議する。

この協議が整わない場合には、直近の課税(非課税)証明書の所得金額が多い方を主として生計を維持する者とする。

3 主として生計を維持する者が健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の2に定める育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。

ただし、新たに誕生した子については、改めて上記1又は2の認定手続きを行うこととする。

4 年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除することとする。

5 被扶養者の認定後、その結果に異議がある場合には、被保険者又は関係保険者の申立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の地方厚生(支)局保険主管課長(以下「保険課長」という。)が関係保険者の意見を聞き、斡旋を行うものとする。

各被保険者の勤務する事業所の所在地が異なる場合には、申立てを受けた保険課長が上記斡旋を行い、その後、相手方の保険課長に連絡するものとする。

6 前記1から5までの取扱基準は、令和3年8月1日から適用する。